

**不当景品類及び不当表示防止施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等  
に関する意見**

公益社団法人全国消費生活相談員協会

理事長 増田 悦子

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号

03-5614-0543

jdx00404@zenso.or.jp

府令案等の名称	条文番号 運用基準の段落番号	御意見・理由
不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方	第4 課徴金額の算定方法 5 課徴金の額の加算	課徴金制度が導入されて以降も違反行為を繰り返す事業者が後を絶たず、課徴金の算定方法に疑問がありました。このたび、遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことのある事業者については、課徴金の算定率が3%から4.5%に引き上げられることになったことは大変評価したいと思います。ただし、事業者が合併して消滅し、合併後に存続した事業者への適用については、存続事業者の実態を十分に確認していただき、密接に関連した事業者同士であるなどの場合には、課徴金の加算の対象としていただくようお願いいたします。
不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（案）		通信販売で根拠のない効能効果をうたった広告を見て化粧品や健康食品などを購入した消費者から、当該商品が景表法違反となったというニュースをみたが返金してもらえないかという相談を受けることが多くあります。そのたびに、直ちに返品返金を受けられるものではなく事業者への交渉が必要であると説明しますが、なかなか納得してもらえません。 このたびの確定手続により、違反認定を待つことなく、消費者が直接的に被害救済を受けられる可能性が生まれたことは大きな前進と受け止めています。 なお、確約手続に付すことが適当であると判断するにあたっては、消費生活相談はじめ、さまざまなルートからの情報を把握していただき、迅速に

		<p>手続開始をしてください。確約手続きが、消費者、事業者にとって適切な制度として実効性のあるものとなるよう運用してください。</p>
<p>確約手続に関する運用基準</p>	<p>5 確約手続きの対象 (3) 確約手続の対象外となる場合 (P3)</p>	<p>違反行為の認定を逃れ、確約手続きを申請することを懸念していますが、運用基準で具体的に確約手続きの対象外の場合を明示していただいたことに概ね賛成致します。</p> <p>①「10年以内に法的措置を受けたことがある場合」の運用について、定期購入の通信販売事業者においては複数社が連携共同(※)して販売を行っている場合もあることから、連携共同業者が法的措置を受けた等の場合の扱いについて個別の状況で厳密に判断してください。</p> <p>②「悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合には、確約手続の対象としない」ことの判断は非常に重要です。知らなかったことについて相当の注意を払っていないなど場合について厳重に運用してください。</p> <p>※関連法人設立の際に出資や資金提供を行ったり、従業員等を役員にしたり、代金支払い債務を連帯保証するなど関連法人の事業を統括していると認められること。</p>
	<p>6 確約計画 (3) 確約措置 イ 確約措置の典型例 (イ) 一般消費者への周知徹底</p>	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保し、被害の拡大を防止するためには、できるだけ早く違反被疑行為の内容について一般消費者へ周知徹底することが必須です。それまでに広告していたと同じ程度に、違反被疑行為を是正する旨、広報する必要があります。十分性認定には、具体的な内容、周知の方法を厳しく確認してください。</p>
	<p>同 (オ) 一般消費者への被害回復 (P6)</p>	<p>確約手続の導入により一般消費者への被害回復が期待できる点について評価します。ただし、一般消費者への被害回復を行う際は、相当な申請期間を設け、対象となる人には、例えばメールや書面を送付する等して確実に周知が行き渡る方法にしてください。</p> <p>また、自主返金制度によって納品書等の同梱書面一式、パウチ袋・外箱などの返送を返金条件にす</p>

		<p>るなど、一般消費者にとって過度な返品条件などは認めないようにしてください。</p>
	<p>同 (カ) 契約変更 (P6～)</p>	<p>定期購入の通販事業には ASP が関与している事案が多いです。なかには、有人パトロールが手薄な夜間のみ問題あるアフィリエイト広告を表示する等して規制を擦り抜ける悪質なアフィリエイトも存在します。</p> <p>違反被疑行為がなされるに至った要因となっている取引先が特定できた際には、通販事業者が速やかに取引先の変更や、契約内容の変更を行ったかどうかをしっかりと確認してください。</p>
	<p>同 (キ) 取引条件の変更 (P7)</p>	<p>返金条件には、納品書等の同梱書面一式、パウチ袋・外箱などの返送を返金条件にするなど、一般消費者にとって過度な条件を付与して返金申請を諦めさせることを意図しているものもあります。確約手続きの十分性判断には、不利益な取引条件がある場合には、その条件をなくす変更が必須です。</p>
	<p>9 確約計画の認定に関する公表</p>	<p>認定確約計画の公表は、消費者、事業者双方にとって、大変有益かつ効果的です。消費者にとっては誤解、被害の未然防止、事業者にとっては、同種の違反被疑行為をしている事業者、知らずに行おうと思っている事業者にとって、トラブルの未然防止になります。迅速かつ、広く広報することを要望します。</p>